解散公告（第一回）

当基金は、平成二十七年六月二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月十六日

静岡県静岡市駿河区八幡五丁目二番三三号
静岡県印刷工業厚生年金基金
代表清算人　門岡　雄一

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十七年五月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月十六日

愛知県名古屋市西区那古野二丁目七番二〇号
高砂殿グループ厚生年金基金
代表清算人　金森　茂明

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十七年五月二十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月十六日

宮崎県宮崎市恒久一丁目七番二一号
一般社団法人宮崎県トラック協会二階
宮崎県トラック事業厚生年金基金
代表清算人　髙石　勇

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十七年五月二十二日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月十六日

沖縄県糸満市字糸満二〇七五番地
清算法人糸満市山城土地改良区
清算人代表　仲門　義光

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年六月十二日付府中市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年六月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月十六日

東京都府中市本宿町二丁目八番地の一
府中市日新町四丁目土地区画整理組合
代表清算人　内藤　芳昭

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年五月二十八日上越市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年六月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月十六日

新潟県上越市下門前一六四八番地
関川東部下門前土地区画整理組合
代表清算人　市村幸一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年六月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月十六日

東京都千代田区一番町二〇番地一〇号
財団法人日本社会教育協会
清算人　梅津　清

解散公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十七年五月三十日厚生労働大臣の認可を受け解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年六月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月十六日

東京都台東区浅草橋一―三―一四東京文具工業健保会館六階
東京文具工業厚生年金基金
代表清算人　服部　弘志

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年四月二十七日鳥取県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月十六日

鳥取県八頭郡八頭町北山六三番地一
八東土地改良区
代表清算人　西川　博昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南二条東二丁目七番地、最後の住所札幌市白石区菊水三条二丁目一番七―八〇二号　被相続人　亡　青池　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十六日

札幌市中央区大通西一三丁目四番地一〇二
レジディア大通公園三階　亀山・近藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　亀山　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市熱海町安子島字荻袋七〇番地、最後の住所福島県郡山市熱海町熱海二丁目八三番地の三　被相続人　亡　佐藤　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十六日

福島県郡山市神明町一五番一七号　チサンマンション神明町二〇三号
相続財産管理人　笠間　善裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市清水六五七番地の三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小林　司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十六日

事務所千葉県柏市柏一―五―一〇　水戸屋壱番館ビル四階　弁護士法人よつば総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　粟津　正博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区九段南三丁目一三番地一、最後の住所東京都千代田区九段南二丁目五番一一号　被相続人　亡　品田　米子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十六日

東京都千代田区二番町一一―三相互二番町ビル別館六階倫総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮川　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区等々力五丁目六番、最後の住所東京都世田谷区等々力五丁目六番三号　被相続人　亡　土屋　定久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十六日

事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Aみつば総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安藤　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区弥生町二丁目三一番地、最後の住所東京都中野区弥生町二丁目三一番一三号　被相続人　亡　東川　佳且

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十六日

事務所東京都豊島区南大塚三―三―一新大塚Sビル三階小堀球美子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小堀球美子